

3 各種確認事項 ※ご確認の上、申請者本人が☑をご記入ください

<input type="checkbox"/>	別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する
<input type="checkbox"/>	別紙「周南市東京圏在住者テレワーク移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について誓約する
<input type="checkbox"/>	申請日から5年以上継続して、周南市に居住する意思がある
<input type="checkbox"/>	補助申請者及び申請書に記載された世帯の構成員全てに、暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいない
<input type="checkbox"/>	日本人であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有している
<input type="checkbox"/>	過去において、申請者を含む世帯の構成員に、本市及び他の自治体が行う同様の支援金の交付を受けた者がいない
<input type="checkbox"/>	本申請に対して、市が、住民登録、市税等収納状況、暴力団との関係等、申請事項確認のため必要な個人情報を取得すること及び交付後に5年以上定住することに関して必要な調査をすることへの同意する
<input type="checkbox"/>	周南市への移住は自己の意思である

※ 各種確認事項に☑を入れない事項がある場合は、移住支援金の支給対象になりません。

4 【通学期間を移住元としての対象期間に含める方のみ記入】

東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県又は福岡県の大学等への通学履歴

期 間	学校名	通学先住所

5 移住後の生活状況

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回数度 / 行くことはない / その他 (

□移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 周南市創生テレワーク移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び周南市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に周南市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 周南市創生テレワーク移住支援金交付要綱に基づく移住支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に周南市以外の市区町村に転出した場合：半額

□周南市創生テレワーク移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山口県及び周南市は、周南市創生テレワーク移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

また、山口県及び周南市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

【添付書類】

- (1) 転入後の住民票の写し（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (2) 就業証明書（別記様式第2号）
- (3) 戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、移住元に居住していたことが確認できる書類
- (4) 住民票の写し（除票）等、本申請に記載された全員が移住元で同一世帯であったことが確認できる書類【単身世帯は不要】
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類（2人以上の世帯向けの申請をする場合には本申請書に記載された全員分）
- (6) 対象エリア（東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県又は福岡県。以下同じ。）の大学等へ通学していたことを確認することができる書類（対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者で、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とする場合に限る。）
- (7) 運転免許証等、本人確認ができる書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類